

弁護士人口倍増宣言達成に関する会長声明

2009（平成21）年1月30日

鳥取県弁護士会

会長 大田原俊輔

平成20年12月に、鳥取県弁護士会に司法修習を終えた3名の新規登録弁護士が入会しました。これにより、鳥取県弁護士会の会員弁護士数は49名となり、50名台まであと1歩となりました。現在、県内49名の弁護士内訳としては、鳥取市に21名、倉吉市に8名、米子市に20名となっています。鳥取県弁護士会は、全国に先駆けて、10年以内に弁護士数を倍にするという「鳥取県弁護士人口倍増宣言」を平成12年8月に当時弁護士数24名のときに発表しましたが、この時点からまさに倍増したこととなり、8年あまりで同宣言を達成することとなりました。

この宣言を出した平成12年当時は、今日、裁判員制度実施直前となり司法への国民参加が現実のことになっていることまでは具体的に予想できませんでした。しかし、当時、鳥取県弁護士会は市民に身近で役立つ「市民の司法」を標榜しており、今後、市民が権利を現実に行使していくためには弁護士が身近に存在しなければなりませんでした。そのため鳥取県弁護士会では、とにかく、まず、県内の弁護士数を増やすことが急務であることを確認しました。その後、地道に鳥取県弁護士会を各方面でアピールし続けてきた結果、会員弁護士数が増加し、今日のような司法の大変革期において弁護士会として必要な対応体制をとることができるようになりつつあります。また、当時は、弁護士が手一杯であったため相談を希望しても予約から相談まで1ヶ月近く待たされるということがありましたが、現在では、事務所や時期にもよりますが、およそ2、3日から1週間くらいまでの間に、いずれかの弁護士の相談が受けられるようになってきています。

このように鳥取県弁護士会は、当面の目標である人数の問題の解決に漕ぎ着けることが出来ました。今後は、より実質的に「身近な司法」、「憲法及び世界人権宣言の理念に従った権利が実現される司法」の実現を目指していくこととなります。そのためには、我々弁護士の側でより敷居を下げる努力が必要と考えます。また、弁護士業務が多様化し、かつ、人数が増えて弁護士の選択の幅が広がることに伴い、市民の皆さんが必要とする各分野についてより専門知識を有している弁護士の下へ安心して辿り着けるようにしていく必要もあります。鳥取県弁護士会は、今後も活発に研修を行うなどして会員弁護士の水準の問題について常に敏感であり続けるとともに、より身近な司法を目指して市民向け広報・情報提供活動に積極的に取り組んでいく次第です。